

◎新潟県告示第1067号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成29年9月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	紛失年月日
農 業	佐振税 第1402628号	平成29年1月27日 ～ 平成30年3月31日	新潟県佐渡市大久保 139番地 忠野 佳純	佐渡 地域振興局	平成29年 5月15日
農 業	佐振税 第1402756号	平成29年10月20日 ～ 平成30年3月31日	新潟県佐渡市大久保 14番地 忠野 博和	佐渡 地域振興局	平成29年 5月15日
漁船 以外の 船舶	新振税 第0420234号	平成29年4月7日 ～ 平成30年3月31日	新潟県新潟市中央区 四ツ屋町1丁目2993 金子 實	新潟 地域振興局	平成29年 8月27日